

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月28日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 G Sユアサ 取締役社長 村尾 修			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	978 台	8 台	45 台	1,026 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	3,332 台	7 台	69 台	3,478 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	53.5	キログラム	46.5	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	168.2	キログラム	150.0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	保有する全ての第一種特定製品に対し、台帳による一元管理管理を行っている。簡易点検・定期点検を実施し漏洩有無を確認している。漏洩時は直ちに修理を実施している。			
	廃棄時	フロン行程管理票の管理窓口を決め、確実に発行して進捗管理をしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	保有する全ての第一種特定製品に対し、台帳による一元管理管理を行っている。簡易点検・定期点検を実施し漏洩有無を確認している。漏洩時は直ちに修理を実施している。			
	廃棄時	フロン行程管理票の管理窓口を決め、確実に発行して進捗管理をしている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	空調設備の新規設置および更新時においては、低GWP製品(例：R32)を導入することとしている。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。